

富士吉田市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 第4条に規定する対象期間に対する現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率（休日取得率）」という。）が28.5%以上となるよう取り組む工事をいう。
- (2) 完全週休2日制工事 週休2日制工事のうち、原則として土曜日・日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を現場閉所とするよう取り組む工事（工事の施工条件により土曜日又は日曜日に作業を行う工事で、その同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休日を確保するものを含む。）をいう。
- (3) 月単位の週休2日 第4条に規定する対象期間において、全ての月で現場閉所率（休日取得率）が28.5%を超えると認められる状態をいう。
- (4) 通期の週休2日 第4条に規定する対象期間において、当該期間全体を通して現場閉所率（休日取得率）が28.5%を超えると認められる状態をいう。
- (5) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検その他の現場管理に関し必要な作業を除き、現場又は現場事務所における作業を一切行わず、1日を通して閉所された状態をいう。
- (6) 工事着手日 次のアからイまでに掲げる区分に応じ、当該アからイまでに掲げる日をいう。
ア 営繕工事 現場に継続的に常駐した最初の日
イ 営繕工事以外の工事 現場施工に着手した日
- (7) 工事完了日 次のアからイまでに掲げる区分に応じ、当該アからイまでに掲げる日をいう。

ア 営繕工事 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日

イ 営繕工事以外の工事 現場が完了した日

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、富士吉田市が発注する工事の特記仕様書において週休2日制工事であることを明示した工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
- (3) 現場条件や完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) その他発注者が対象工事に適さないと判断する工事

(対象期間)

第4条 週休2日制工事の取組みを行う期間（以下「対象期間」という。）は、工事着工日から工事完了日までの間とする（別表1）。ただし、次の各号に掲げる期間は対象期間から除くものとする。

- (1) 年末年始休暇（6日間）
- (2) 夏季休暇（3日間）
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- (6) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等

(現場閉所の特例)

第5条 降雨、降雪等による予定外の現場閉所を実施した場合についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(週休2日制工事の取組内容)

第6条 週休2日制工事の受注者は、対象期間中において、受注企業の現場代理人、主任技術者及び管理技術者並びに下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮するものとする。

2 受注者は、前項で定めた休日において、事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態とし、週休2日現場閉所（計画・実績）書（様式第1号）に現場閉所日を示し、施工計画書により発注者に提出しなければならない。なお、この

現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。

- 3 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。
- 4 受注者は、最終の現場閉所後速やかに週休2日制工事の取組実績について、週休2日現場閉所（計画・実績）書（様式第1号）及び週休2日現場閉所実績集計表（様式第2号）に週休2日の実施方法を（通期又は月単位で）記載して発注者に提出し、確認を受けるものとする。
- 5 受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、富士吉田市工事請負契約約款の規定による工期の延長変更を請求することができる。また、発注者は受注者から工期の延長変更の請求があった場合は、富士吉田市財務規則に基づき、適切に対応するものとする。

（周辺住民への周知）

第7条 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、週休2日制工事であることを記載した掲示をしなければならない。

（工事成績評定）

第8条 発注者は、第6条で定める受注者の取組に対し、別表2「適用工事の取組に対する考査項目」により評価するものとする。

- 2 発注者は、受注者が第6条で定める取組内容を達成できなかったもの（に違反するもの）と判断した場合は、工事成績評定通知書の成績評定点からペナルティとして3点を減ずるものとする。

（積算及び変更について）

第9条 費用の計上については、別に定める取り扱いとする。

- 2 前項の規定の適用は、発注者指定方式で行い、通期のみの週休2日制工事を適用し、月単位の週休2日制工事を達成した場合についても増額変更を行わないものとする。
- 3 通期の週休2日制工事を達成できなかった場合は、第9条において別に定める取り扱いの通り補正係数を除し、減額変更する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

別表第 2（第 8 条関係）

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）